

旅館・ホテル等への二次避難 受入マニュアル案

(山形県内市町村向け 二次避難受入業務Q & A)

平成23年5月

山形県広域支援対策本部

このマニュアルは宮城県作成による二次避難所への集団避難関係資料を基に、再構成したものです。

目次

1	宮城県、福島県からの要請	1
2	東日本大震災にかかる被災者二次避難受入業務Q & A	
I	基本的事項	3
II-1	二次避難	5
II-2	避難者名簿の整備	8
II-3	情報提供	10
III	二次避難所での生活	11
IV	医療機関の受診等	14
V	学校教育関係	18
VI	応急仮設住宅など、住居関係	19
VII	その他	21
VIII	質問事項等	23
3	参考資料	
	資料1：旅館等への二次避難制度の違い	51
	資料2：二次避難調整業務（移送・受入）チェックリスト（案）	52
	資料3：二次避難所（旅館・ホテル利用）連絡先	53
	資料4：避難先等に関する情報提供書面	54
	資料5：全国避難者情報システムデータフォーマット	55
	資料6：保健師による巡回健康相談業務に関する様式・参考資料	56
	様式1：健康状況世帯票	57
	様式2：二次避難者用 健康相談票	58
	様式3：被災されたお子さんをお持ちの家族の方へ	59
	参考資料：保健所における健康相談の御案内	60
	資料7：質問・照会票	61

【ホテル型 宮城県作成】

■ 二次避難の受入市町村に準備をお願いしたいこと

1 避難所の設置

- ・ 民間のホテル、旅館等
- ・ 施設により異なるが6か月で依頼、調整中
- ・ 市町村職員による管理責任者の配置
- ・ 避難者名簿の作成
- ・ 被災市町村との連携体制の確保
- ・ 被災者に対する情報提供体制の確保（掲示板の設置、広報誌の配布など）
- ・ 被災者に対する生活相談等窓口の設置

※ 福祉避難所の場合、①対象者の特性に配慮し生活しやすい環境整備、②日常生活の支援に必要な紙おむつ等の準備、③概ね10人に1人の介護員の配置

2 移動手段の確保

- ・ 県で手配のバスにより一次避難所から二次避難所へ移送
- ・ 可能であれば、二次避難所と被災地を結ぶ定期バスの運行の検討（※災害救助法の対象外）

3 食事、飲料水の提供

- ・ ホテル側で提供

4 被服、寝具その他生活必需品の提供

- ・ 現金支給は不可
- ・ 以下は、市町村が提供し、それ以外はホテルと調整
 - ① 洋服、シャツ、パンツ等の下着
 - ② タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
 - ③ 石鹸、歯磨き用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

※高齢者、障害者の日常生活支援のための紙おむつ、ストーマ用装具等（福祉避難所の場合）

5 医療の提供

- ・ 保健師の訪問による健康管理
- ・ 患者発生に備えた近隣医療機関との連絡体制整備

6 学用品の提供

- ・ 教科書の提供
- ・ 文房具、通学用品等の提供

7 提供品等の記録

- ・ 提供品等の提供状況、支払証拠書類の記録を整備

8 費用負担

- ・ 避難所の設置にかかる費用はすべて受入市町村が一時負担し、後日、県へ求償
県からの概算払いが可能（担当課で調整中）

平成23年5月16日

福島県

福島県からの二次避難者に対する受入支援について

二次避難に関する意向調査の結果に基づき、二次避難所としての旅館・ホテルに入居した避難者に対する支援については、基本的に福島県（被災市町村を含む。）において対応してきたところであるが、避難者を取り巻く現状を踏まえ、以下の項目について山形県及び関係市町村の御協力をいただきたい。

記

1 避難者に対する相談支援窓口の設置

生活福祉資金の貸付、児童生徒の就学支援、介護・福祉サービスの提供など生活全般にわたる相談窓口を設置し、避難者に周知する。

当該窓口で全ての相談に対応・解決するものではなく、担当となる関係機関へつなぐ役割を担うものとする。

2 巡回相談等による避難者の健康管理

乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者など要援護者を中心として、巡回等による避難者の健康管理を行う。

特に、乳幼児を抱えた母子世帯や高齢者のみの世帯など孤立しがちなケースを重点的に観察を行い、場合によってはメンタルヘルスの観点から精神保健を担当する保健師との連携を図る。

3 避難者に対する情報提供体制の構築

福島県及び被災市町村等から得た生活支援情報や被災地の復旧・復興状況等に関する情報を、二次避難所（旅館・ホテル）と連携して避難者に提供できる体制を構築する。

4 避難者の交流の場の設定

二次避難所に入居したことにより孤立しやすい状況にある避難者を対象に、地域のボランティア団体など各種団体を活用するなどして、避難者の交流の場を設定する。

2 東日本大震災にかかる被災者二次避難受入業務Q & A

平成23年5月13日作成

以下のQ & Aは、市町村による旅館・ホテル等を活用した二次避難所の管理運営や避難者からの相談等の業務において参考としてください。

I 基本的事項

1 目的は何ですか。

被災地では、電気やガス、水道などに被害が出ていて、食事や飲料水の確保などの面で不自由な生活が長期間続くことになるので、避難されている方々の生活を改善するため、希望に応じ、被災県内の市町村や被災県外の市町村に一時的に避難していただくものです。

2 対象者は誰ですか。

【宮城県】

宮城県内沿岸部地域の避難所に避難されている方々で、全半壊などにより住宅に住めなくなった方が対象となります。また、集団避難は、要援護者世帯（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など、避難所において特別な配慮を要する者のいる世帯）が優先されます。

それ以外の方々で、一時的な避難を希望される場合（自宅は残っているが、危険な地域にある。既に旅館やホテル等民間の施設や親戚宅に避難している等）は、それぞれの被災地市町村で判断されます。

【福島県】

山形県内に避難されている方が対象となります。

3 二次避難先はどこですか。

【宮城県】

主に被災県内の内陸部市町村（や県外の市町村）の体育館や学校の空き教室などの公共施設のほか、県内外の旅館やホテル、（公営住宅）などを予定しています。

避難先は、一定の御家族単位（概ね10世帯以上）又は地域のコミュニティ単位での移動を想定しているため、被災地市町村及び宮城県で調整します。

なお、県外の公営住宅等への移動（移住・引越し）を御希望される場合は、別途、それぞれの被災地市町村の判断となります。

【福島県】

一次避難県内の旅館やホテルなどを予定しています。

4 二次避難はいつまでですか。

【宮城県】

応急仮設住宅ができあがり、生活環境がある程度整うまでの期間になります。概ね6か月～1年程度を予定しています。

また、別途、公営住宅や民間アパートに移動し、生活の再建に向けた準備をしたいと考えている方々（移住・引越し）は、被災地の市町村等に御相談ください。

【福島県】

応急仮設住宅ができあがり、生活環境がある程度整うまでの期間になります。概ね2か月程度を予定していますが、延長もあり得ます。

5 必ず二次避難をしなければいけませんか。

二次避難は、避難されている皆様の御希望を優先いたします。移動を強制するものではありませんが、避難の長期化に伴い、よりプライバシーに配慮され、環境のよい避難先ということで、被災県としても受入県としてもお勧めしています。

【宮城県】

宮城県では二次避難は、一定の御家族単位（概ね10世帯以上）や地域のコミュニティ単位で移動していただくことを想定しています。

【福島県】

福島県では、山形県内の一次避難所で形成された人的なつながりや生活環境等を尊重して二次避難先を選定しています。

参考

資料1：旅館等への二次避難制度の違い

Ⅱ－１ 二次避難所の体制

1 旅館やホテルを二次避難所とする場合に準備しなければならない事項は何ですか。

避難者を受入れる市町村と旅館・ホテルとが協力し、下記の体制を整えてください。

【宮城県】

- (1) 避難所管理責任者（市町村職員）
- (2) 避難所運営責任者（旅館・ホテル職員）
- (3) 避難者名簿の作成、更新（総務省様式を参考）
- (4) 被災市町村との連絡体制
- (5) 避難者への情報提供体制（掲示板の設置、広報誌の配布等）
- (6) 避難者への支援物資の供給体制（おむつ、衛生用品、学用品等 通常旅館・ホテル等の宿泊において準備されるもの以外の生活必需品）
- (7) 保健師等の定期巡回（避難者の健康相談）
- (8) 近隣医療機関との連絡体制
- (9) 避難者への生活相談体制（福祉、教育、雇用 等）
- (10) 分宿した避難者同士が情報交換し、また行政等からの情報提供するスペース
- (11) 経理及び求償事務体制

【福島県】

- (1) 避難所管理補助者（市町村職員（管理責任者は福島県となります））
- (2) ～ (11) は宮城県に同じ。

2 避難所管理責任者（市町村職員）の業務はどのようなものですか。

※福島県の取扱いでは、避難所管理責任者は福島県となり、避難所のある市町村のコーディネート業務の中心者は避難所管理補助者となります。以下読み替えてください。

仮設住宅等への移動による生活再建の日まで、避難者の健康的な生活を維持する責任者となります。

避難者を適切に管理し、関係機関との連絡により各避難者に必要とされる行政サービス等が適切に届けられるよう、コーディネートします。

二次避難所となっている旅館、ホテルの協力の下、避難所毎運営責任者を決めてもらい、日々の運営の課題は管理責任者と運営責任者の協議で解決できるような体制を目指します。

（各分野職員等の相談窓口の設営や巡回相談の実施）

健康、福祉、教育、生活、就労など各分野の相談窓口や担当職員の巡回の体

制を整備します。

(支援物資の供給)

支援物資の有無の確認や補充は市町村災害対策本部や山形県広域域支援対策本部の物資管理部門に連絡ください。おむつ、衛生用品等は必要に応じて管理責任者と運営責任者連携の下、二次避難所に用意します。この場合、旅館等で提供する物品と災害救助の支援物資として提供する物品の線引きを管理責任者と運営責任者の間で決めておきましょう。

(被災地の情報提供)

被災県や市町村では定期的に被災地の情報を、山形県を通じて山形県内市町村に提供しています。応急仮設住宅の申込等の重要な生活再建情報も含まれますので、運営責任者と協力し、確実な掲示や配布をお願いします。

(ボランティア活動団体との連携)

行政だけでは対応困難な分野への対応や行政の人員不足に対しては、ボランティアなどの導入を検討してください。市町村の社会福祉協議会（又は災害ボランティアセンター等）との連絡体制を作り、避難者にとって良好な二次避難所の管理運営となるよう心がけてください。

特に下記分野を専門とするボランティアは、避難者の健康的な生活の維持に有効です。

- (1) 高齢者などへの看護、介護の補助
- (2) 子どもたちの遊び相手、学習支援
- (3) 傾聴、マッサージ、体操、音楽など心身の癒し

業務にあたっては運営責任者（旅館・ホテル職員）と十分連携してください。

3 避難所運営責任者（旅館・ホテル職員）の業務はどのようなものですか。

二次避難所としての旅館・ホテル等を運営し、直接避難者に居住空間と食事を提供し、避難者の生活を維持します。

また避難者に対し、情報提供や支援物資の提供を行います。

避難者の生活に目配りをしつつ、避難者に必要とされるサービス等の情報を避難所管理責任者（市町村職員）に繋がります。

緊急時には直接救急搬送を依頼してください。

また、避難者は長期的な滞在となるため、避難所としての規律の保持も必要です。面談者名簿等を作成し、災害救助法に基づく被災者（避難者）と、そうでない方々との避難所（旅館・ホテル等）の使用の区分を明らかにし、理解いただくことも重要となります。

業務にあたっては管理責任者と十分連携してください。

4 分宿した避難者同士が情報交換し、また行政等からの情報提供するスペースとは、どのようなものですか。

避難者の気分転換、情報交換、コミュニティの維持、引きこもり傾向の防止等を目的として、近隣の避難者が自由に集う場所です。

市町村の温泉地の集会所、健康センター、温泉地中核ホテルのロビー等の活用が考えられます。

避難者を受入れる市町村や旅館・ホテル側としても、避難者への情報提供の場としても活用できます。

5 個別避難者の要望等に対応できません。

避難者の人数が増えてきましたら、例えば避難者のコミュニティのまとまり毎に自治組織を設立してもらいましょう。その上で自治組織のリーダーに避難者のニーズを整理してもらい、運営責任者に届くような仕組みを作ります。

また、自治組織のリーダーは、メンバーが部屋に引きこもり傾向にならぬよう声かけに努めるとともに、定期的にメンバーが顔を合わせる機会を持つよう心がけてください。ケアが必要と判断した場合は運営責任者に伝達してください。

参考

資料 2 : 二次避難調整業務（移送・受入）チェックリスト（案）

資料 3 : 二次避難所（旅館・ホテル利用）連絡先

Ⅱ－２ 避難者名簿の整備（総務省様式による名簿）

1 避難者受入れの際に避難者情報を把握する必要はありますか。

避難者を受入れるにあたって、必要な支援を適時適切に提供するためには、避難者情報の把握はかせません。

避難元自治体から提供される情報もありますが、避難元自治体と協力しながら、その情報を基礎としつつ、別途、受入自治体において、避難者の情報把握に努めてください。

なお、このたび総務省では、全国統一様式により東日本大震災にかかる避難者の把握に努めることとしました。避難者及び避難元市町村への便宜を図る観点等から中期的に統一様式に整えていただくようお願いします。

2 受入自治体で把握すべき避難者情報とはどのようなものですか。

把握いただく情報としては、避難者の①氏名、②生年月日、③性別、④避難元市町村における住所（避難前に居住していた住所）、⑤避難先の所在地、⑥避難先の名称などがあります。

避難者情報の登録にあたっては、別途、各市町村（災害対策本部担当課扱い）にお知らせしております「全国避難者情報システム」に基づく「(資料4) 避難先等に関する情報提供書面」と「(資料5) 全国避難者情報システムデータフォーマット」をご活用願います。

なお、登録いただいた避難者情報（「個人情報の取扱いに関する同意」のあるものに限る）は、「(資料5) 全国避難者情報システムデータフォーマット」により各市町村で集約のうえ、県災害対策本部避難者支援班（市町村課）へご提出いただくこととしております。

3 「(資料4) 避難先等に関する情報提供書面」で示している項目のほかに市町村で独自に項目を増やして構いませんか。

差し支えありません。「(資料4) 避難先等に関する情報提供書面」を加工するなどして御対応ください。

4 避難者情報を登録いただく際の「個人情報の取扱いに関する同意」は必ず必要ですか。

避難元（被災）県、避難元（被災）市町村等から避難者に対して各種通知、情報提供を行うための同意ですので、避難者が不利益を受けることのないよう、可能な限り同意をいただいでください。

なお、避難元自治体からのお知らせとしては、

- 税や保険料の減免・猶予・期限延長等の通知
- 被災者生活再建支援制度
- 仮設住宅、公営住宅の提供状況などの住宅支援関係の連絡
- 見舞金等の各種給付の連絡
- 国民健康保険証の再発行
- その他避難元団体の復旧・復興状況の連絡

などが想定されます。

5 システムに登録する避難者について制限はありますか。

制限はありません。避難元県で把握している避難者ではない方がいるかどうかをチェックするためにも、その避難所等にいる方の情報をできるだけ把握する必要があります。

6 避難者の受付の際、身分証の提示などを求める必要がありますか。

誤記載やなりすまし等を防止する観点から、可能な限りその人本人である確認を行ってください。その方が身分証を所持していない場合には、資料4に記載した情報を元に、住基ネットで検索するなどの方法により確認を行うことが望ましいです。

参考

資料4：避難先等に関する情報提供書面

資料5：全国避難者情報システムデータフォーマット

Ⅱ－３ 情報提供

1 避難者への情報提供はどのようにすればよいですか。

運営管理者は、避難者の滞在棟の共有スペース（廊下やエレベーターホール等）に掲示板やテーブル等を設置してください。共用のPC等が設置できれば、さらに情報提供量が向上します。

同じ場所に、支援物資の配布スペースを設けることも効果的です。

情報提供の主要なものを挙げます。

- (1) 安否情報
- (2) 医療・保健・福祉情報
- (3) 天気予報、地震情報、余震の可能性など
- (4) 被災地のライフラインの復旧情報
- (5) 食事、物資の情報
- (6) 避難所（旅館・ホテル等）利用のルール
- (7) 生活情報（近隣マップ：役所、ショッピングセンター、学校、病院等を表示）
- (8) 生活再建情報（住宅情報、雇用情報等）
- (9) 教育情報
- (10) 被災県、市町村からの情報

Ⅲ 二次避難所での生活

1 二次避難所の生活（食事、生活用品等）はどうなりますか。

食事（1日3食）は、二次避難所において提供されます。また、最低限の生活必需品（寝具、着替え等）は、被災県及び被災地市町村が現物で用意します。

（下線部は宮城県のみ）二次避難所へは少ない量とはなりますが、私物を持ち込むこともできます。

なお、食事のほか生活に必要な費用が自己負担となる場合がありますので、受入施設の詳細を御確認ください。

2 二次避難所での金銭支援はありますか。

当面の生活資金については、原則、10万円以内で生活福祉資金（緊急小口資金）を利用することができます。詳細については、避難先の最寄の市町村社会福祉協議会で御相談を受けます。

【宮城県】

また、生活の再建に向けた支援制度については、弔慰金等の支給等をはじめ、被災者生活再建支援制度等、各種支援制度があります。詳しくは、宮城県総務部消防課（電話022-211-2372）や宮城県保健福祉部保健福祉総務課（電話022-211-2513）まで御相談ください。

【福島県】

また、生活の支援につきましては、①災害義援金 ②被災者生活支援制度 などがあります（福島県ホームページ「避難された皆様へ福島県からのお知らせ」もご覧ください）。詳しくは、①は、福島県社会福祉課（電話：024-521-7322）、②は、被災時にお住まいのあった市町村窓口までお尋ねください。

なお、御自身の預貯金出金はできますので、各金融機関まで御相談ください。

3 二次避難所から被災地の状況確認のため、地元に戻りたいという要望があった場合にはどうすればよいのですか。

【宮城県】

山形県では、一定の条件で（一時的に地元に戻る）バス等の運行を行う予定です。市町村に対し、バス運行の要望等があった場合は山形県の広域支援対策本部避難者支援班（023-625-1605）まで連絡ください。

それ以外の場合は、公共交通機関等を御利用いただき御自身で戻ることになります。

なお、仮設住宅等の準備が整い地元や近隣市町村へ戻ることができるようになった場合には、別途、宮城県及び被災地市町村から御連絡を差し上げます。

【福島県】

地元に戻る場合は、自家用車又は公共交通機関等を御利用いただき、御自身で戻ることとなります。なお、応急仮設住宅等の整備状況や原子力災害に係る避難指示、一時帰宅等の情報については、随時提供してまいります。

4 二次避難所での生活費などの自己負担はあるのですか。

食事などについては、被災県及び被災地市町村が負担しますので自己負担はありません。ただし、二次避難所で提供されるもの以外に御自身で御用意されるものについては、自己負担となります。

5 二次避難所で仕事をしてもいいのですか。

二次避難所から通勤できる場合は、これまでどおり避難者御自身が勤める会社でお仕事を続けていただいても構いませんが、山形県などの二次避難所へ移転した場合には、今後の生活再建にも大きくかかわりますので、御家族等と十分に御相談された上、御自身で判断いただくこととなります。

6 二次避難所に親族を呼び寄せてもよいですか。

親族等との面会などは、差し支えありません。旅館等に備え付けてある面会記録簿等に記載のうえ、面談ください。親族等と同居しなければならない特別な事由がある場合は被災地市町村にご相談ください。

二次避難所はあくまで、旅館・ホテル等を利用した避難所です。また、災害救助法の求償上、旅館等と連携しながら、避難者と面会者を区別し、避難者名簿、面会記録を受入れ市町村が整備・管理しておく必要があります。

7 生活の上での相談はどこにすればいいのですか。

避難所生活での困りごとなどについては、まず、運営責任者（旅館・ホテルの従業員）に相談してください。

また、各専門分野にかかる相談は、市町村が健康相談、生活相談、教育相談などを実施しますので、運営責任者を通じて相談日程や場所などを確認していただき、相談を行うことができます。

他の人を介することなく直接相談したい場合は、下記の山形県関係機関の電話相談窓口をご活用ください。

(1) 健康・医療に関する相談

村山保健所保健企画課医薬事室	023-627-1182
最上保健所保健企画課医薬事担当	0233-29-1256
置賜保健所保健企画課医薬事担当	0238-22-3872
庄内保健所保健企画課医薬事担当	0235-66-5478

(2) 教育・就学に関する相談

保育サービスに関する相談	子育て推進部	子育て支援課	023-630-3073
幼稚園に関する相談	学事文書課		023-630-2670
小中学校に関する相談	教育庁義務教育課		023-630-2871
高等学校に関する相談	教育庁高校教育課		023-630-3106
特別支援学校への入学支援	教育庁義務教育課特別支援教育室		023-630-2867

(3) 雇用・労働に関する相談

村山総合支庁産業経済企画課	023-621-8446
最上総合支庁産業経済企画課	0233-29-1309
置賜総合支庁産業経済企画課	0238-26-6097
庄内総合支庁産業経済企画課	0235-66-5491

相談時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

なお、「山形県の電話相談窓口」の一覧は下記URLをご参照ください。

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020020/03/fukkou/soudanmadoguti.html>

IV 医療機関の受診等

1 二次避難所での医療体制はどうなっていますか。

十分な設備の整った医療を受けていただくために、近隣の医療機関での受診を想定しています。救急等の場合を除き、通常的生活と同様に、御自身で近隣の医療機関を受診していただくことになります。被災地の住民の方は、当面、窓口での一部負担金等をお支払いただく必要はありません。(※ただし、各保険者の判断により、一部負担金等を、後日、お支払いただく場合もあります。詳細につきましては、避難元の市町村又は加入している健保組合などに御確認ください)

二次避難所では医療機関リストや休日診療所等のチラシを配置するなど、市町村を通じて情報提供します。

また、保健師が定期的に巡回し、健康相談に応じますので御相談ください。

2 保健師の定期的な巡回は必ず必要なのですか。

ストレスの多い避難生活が長くなると、高齢者や乳幼児は急速に体調が悪化することがありますし、うつ状態や閉じこもりなどの精神症状をきたす避難者も想定されます。そのため、こうした状態を予防・改善し、あるいは早期発見し治療に結びつける体制が必要です。

継続的な支援が必要な方については、受入れ市町村保健師による定期的な(2週間に1回以上の頻度)健康相談体制(電話相談等も含む)を確保しつつ、県保健師と連携しながら、在宅看護職の活用、あるいは避難者における保健師・看護師等の有資格者について緊急雇用事業などを活用し臨時雇用することも検討いただき、健康相談体制を充実させるよう努めてください。

なお、健康相談・支援の頻度を決める上でも、保健師等による初回面接時の健康チェックは重要といえます。また、巡回健康相談の実施日時については、二次避難所(旅館・ホテル等)と十分に連絡を取り合いながら効率的な実施に努めてくださるようお願いいたします。

さらに、被災者の方の中には、相談したくてもなかなか言い出せない方や周囲の方が心配されている方もおられると思います。そのような場合は、二次避難所(旅館・ホテル等)の運営責任者の方から各市町村の管理責任者に連絡をいただければ、各市町村の災害対策本部が調整し、保健師等の訪問や関係機関の相談窓口を紹介するなどの対応を取らせていただくことになります。

3 介護保険などの福祉サービス・母子保健サービスは、受けられますか。

二次避難所に到着された時に、市町村及び県の保健師による健康調査をさせていただきます。その際、現在の健康状態・受診状況・介護サービス利用状況

などをお話してください。どのようなサービスを利用したいか御希望をお聴きしながら関係機関と調整させていただきます。

その後も、随時、御相談ください。

参考

資料6：保健師による巡回健康相談業務に関する様式・参考資料

4 (医療) 保険証を津波で流出しました。再発行してもらえますか。

被災地の住民の方は、当面の診療については、御自身の氏名、生年月日、住所（被用者保険の被保険者等の方は事業所名）を診療機関にお申し出た上で受診してください。

【宮城県】

なお、詳細については、宮城県保健福祉部国保医療課（電話：022-211-2565）又は東北厚生局（電話：022-206-5217）まで御相談ください。

【福島県】

なお、国民健康保険に関する相談は、福島県国民健康保険課（電話：024-521-7203（8:30～17:15（土日、祝日除く）））また、医療・医療機関に関する相談は、福島県地域医療課（電話：024-521-7221（8:30～17:15（土日、祝日除く）））まで御相談下さい。

5 (介護) 県外の二次避難所に避難した場合、住民票の異動を行っていなくても、介護サービスを利用できますか。

住民票の異動を行わなくても、避難先の旅館・ホテル（二次避難所）などで、ホームヘルプやデイサービスなどの介護サービス利用ができます。まずは、これまで、介護サービスを利用していなかった方も、避難先の市町村や地域包括支援センターにご相談ください。

6 被保険者証が見つかりませんが、介護サービスを利用できますか。

被保険者証をなくした、ご自宅にあるが取りに戻れないなどにより、お手元に被保険者証がない場合でも、氏名・住所・生年月日を介護事業者（介護支援専門員等）にお伝えいただければ、介護サービスが利用できます。

7 被災したため、利用料の支払いが難しいのですが。

被災により財産に著しい損害を受けた方などについては、介護保険サービスの利用者負担を支払う必要はありません。詳しくは、避難先の市町村の介護保険担当窓口にご相談ください。

8 (障害) 受給者証を津波で流出しました。再発行してもらえますか。

障がい福祉サービスや自立支援医療を受けられていた方は、御自身の氏名、生年月日、居住地を申し出れば、事業者からサービスを受け、また医療機関・薬局で受診や薬の受け取ることが可能です。

【宮城県】

宮城県保健福祉部障害福祉課（電話022-211-2539）、【居住地が仙台市の方】仙台市健康福祉局障害企画課（電話022-214-8163）仙台市健康福祉局障害者支援課（自立支援医療）（電話022-214-6135）

【福島県】

福島県障がい福祉課（電話：024-521-7170（8:30～17:15（土日、祝日除く）））

9 新たに障がい福祉サービス（補装具を含む）が必要な場合、どうすればよいのですか。

仮設住宅等が整備されるまでの一時的な避難ですので、緊急に必要な場合を除き、上記の連絡先まで御相談ください。

10 (こころのケア) 震災後ストレスにより精神的に不安定になっています。どこに相談すればよいですか。

日々の悩み事、困りごとは、運営責任者や管理責任者、自治組織のリーダー等に伝えてください。

相談を受けた者が行政の支援が必要と判断した場合は、管理責任者に適確に伝達願います。

メンタルケアで、市町村の手に余る場合は、下記県の機関に相談ください。

なお、心の病気や悩みについて、個人的に相談したい場合は、下記機関をご紹介ください。

村山保健所 地域保健予防課	山形市十日町 1 - 6 - 6	023-627-1184
最上保健所 地域保健福祉課	新庄市金沢字大道上 2 0 3 4	0233-29-1266
置賜保健所 地域保健予防課	米沢市金池 3 - 1 - 2 6	0238-22-3015
庄内保健所 地域保健福祉課	三川町大字横山字袖東 7 - 1	0235-66-5461
精神保健福祉 センター	山形市小白川町 2 - 3 - 3 0	023-624-1217

11 妊娠していますが、避難先市町村内で受診や出産等ができる医療機関を紹介してもらえますか。

日本産婦人科医会山形県支部（023-666-5200）又は山形県子育て推進部子ども家庭課（023-630-2260）までお問合せください。

V 学校教育関係

1 子供の幼稚園や保育所、小学校、中学校の通学等は、どうなりますか。

被災地市町村において受入先の市町村と調整し、二次避難所の所在市町村の幼稚園や保育所、小学校、学童保育施設、中学校に入ることになります。詳細については、被災地市町村又は二次避難所のある市町村の担当課へ御相談ください。

2 宮城県外の二次避難所に避難した場合、子供の高校の通学等は、どうなりますか。

被災地域の高校生がやむを得ない理由により転学を希望する場合は、可能な限り弾力的に対応することとしております。同一課程・同一学科及び本人が保護者とともに転居することが基本ですが、やむを得ない事情と判断できる場合には、異なる課程・学科への転学も認められます。

詳しい内容につきましては、宮城県、福島県又は山形県の教育庁高校教育課まで御相談ください。

3 子供の学用品が津波で流出しました。どうすればよいのですか。

教科書や正規の授業で使っている教材は各市町村教育委員会担当課やそれぞれの学校で用意します。また、文房具や通学用品は、児童生徒一人当たり、小学生は4,100円以内、中学生は4,400円以内、高校生等は4,800円以内で現物支給されます。

4 避難所等から就労するため、子どもを保育所に預けたいのですが、どこに相談すればよいですか。入所できる場合、その保育料はどうなりますか。

保育所入所については、就労等により保護者のいずれもが児童を保育することができないと認められる場合に入所できることとなります。

また、保育所の保育料については、前年の所得等により負担能力に応じた保育料額となっておりますが、被災により保育料負担が困難であると認められる場合には市町村の判断で保育料の額を決定(軽減)してよいこととされています。

保育所の入所決定及び保育料の額の決定は市町村が行うこととなりますので、詳しくは被災地市町村又は二次避難所のある市町村担当課へ御相談ください。

VI 応急仮設住宅など、住居関係

1 応急仮設住宅には全員入居できるのですか。

建物の損壊状況など一定の入居条件を満たす場合には（引き続き居住可能な損傷状況あるいは御自身で御自宅を再建できる方、別に建物を所有し移転できる方などを除きます）、入居を希望なさる方は、全て入居できます。この場合、必要最低限の物資は現物で提供されますが、日々の生活については、御自身や御家族で自立して生計を営むこととなります。また、応急仮設住宅の建設を待つことなく、公営住宅等に一時入居することができますので、県やそれぞれの市町村まで御相談ください。

なお、入居できる期間は2年以内となります。

①公営住宅

- ・県営住宅：4月26日に募集終了しました。

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180025/koueijutaku/boshu2.html>

- ・市町村営住宅：各市町村住宅担当窓口にお問い合わせください。

提供可能な住宅は国土交通省の被災者向け公営住宅等情報センターで把握できます。

<http://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/saigai/>

②雇用促進住宅：各市町村にお問い合わせください。

なお、市町村別の提供可能住宅の情報は厚生労働省HPにて確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000155g1.html>

上記ページ中段以降の【雇用促進住宅の一時的な入居について】参照

③職員住宅：県職員住宅は山形県総務部管財課(023-630-2441)、国家公務員住宅は山形財務事務所(023-641-5177)にお問い合わせください。

県庁HPにて概要を参照ください。

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020006/oshirase.html>

④民間賃貸住宅（借上げ型応急仮設住宅）：民間賃貸住宅を県が借上げて、被災者の方に、1年間無償で提供します。

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180025/kariage-jyutaku.html>

なお、③④は災害救助法の応急仮設住宅として位置づけられており、こちらに

入居した場合は、被災市町村で応急仮設住宅が建設（又は、借上げ）された場合には、住替え入居ができない場合がありますので、ご注意ください。

Ⅶ その他

1 被災県及び被災県内市町村で用意する避難所以外の場所（旅館、ホテル、親戚等）に自力で避難している場合で、二次避難所に移動したい場合には、どうすればよいのですか。

【宮城県】

宮城県及び宮城県内市町村で準備する一時的な避難所へ移動したい場合、また、災害救助法に基づく応急仮設住宅等（民間賃貸住宅、プレハブ住宅等）への入居についても避難先の市町村にご相談ください。また、一時的な集団避難については、宮城県企画部地域復興支援課（電話022-211-2423）でも御相談を受け付けています。

なお、それまでの間、自主的に旅館やホテルに御宿泊なされていた方々については、自己負担になります。

【福島県】

福島県内での一時的な避難所への移動や、応急仮設住宅への入居希望につきましては、避難先の市町村までご相談ください。二次避難所への移動につきましては、配宿調整を行う時間的都合上、一次避難所を通して御相談をお願いします。

2 二次避難後、生活再建はどうすればよいのですか。

【宮城県】

災害救助法に基づく応急仮設住宅等（民間賃貸住宅、プレハブ住宅等）への入居についての支援のほか、各種貸付金の制度があります。避難先の市町村又は宮城県保健福祉部社会福祉課（電話022-211-2516）まで御相談ください。

【福島県】

生活の支援につきましては、①災害義援金 ②被災者生活支援制度 ③応急仮設住宅への入居支援などがあります（福島県ホームページ「避難された皆様へ福島県からのお知らせ」もご覧ください）。詳しくは、①は、福島県社会福祉課（電話：024-521-7322）、②は、被災時にお住まいのあった市町村窓口、③は、避難前に居住していた市町村窓口、又は住宅対策相談窓口（電話：024-521-7698、7867（8:30～20:00））までお尋ね下さい。

3 地元の情報（他の住民の様子や市町村の動きなど）は、提供してもらえるのですか。

避難なされている方々へ、できる限り地元の情報をお伝えできるよう被災県及び被災地市町村において、皆様方への情報の伝達方法について検討していき

ます。現在、宮城、福島両県では、逐次「お知らせ」を、山形県を通じて受入れ市町村にデータで送信しています。受入れ市町村では、避難所や応急仮設住宅に滞在の避難者に対し配布、伝達くださるようお願い申し上げます。

また、被災地の市町村や被災県そして山形県のホームページで、各種情報をお知らせできるよう準備を整えますので、避難所、応急仮設住宅や避難先市町村等で御覧いただくよう助言ください。

4 二次避難後、被災地の市役所や役場とは連絡をとれるのですか。

被災県及び被災地市町村において、二次避難なされるまでには、連絡体制や連絡網の準備を整えます。

5 二次避難先へペットを連れていくことはできますか。

現在、ペットを連れていくことができる施設は確保していませんので、どうかにお預けください。

Ⅷ 質問事項等

1 二次避難所の運営上疑問が生じました。

旅館、ホテルを用いた二次避難所の運営はこれまで例のないものです。

運営上疑問が生じましたら、別紙様式にて山形県広域支援対策本部避難者支援班まで質問をお寄せください。

広く市町村と情報を共有し、課題解決を目指してまいります。

山形県広域支援対策本部避難者支援班

電話：023-625-1605

FAX：023-625-1625

E-mail：lifeline1@pref.yamagata.jp

参考

資料7：質問・照会票

旅館等への二次避難制度の違い

平成23年5月13日
避難者支援班

	福島県	宮城県
避難者像	・世帯全員が自家用車で避難	・世帯主を被災地に残し、老親、母子等が借上バスで避難
期間	2ヶ月+更新	6ヶ月+更新
二次避難所(旅館等)の利用条件	1. 山形県内避難所に避難	1. 宮城県内避難所に避難 2. 地震、津波により住居損壊、居住不可 3. 要援護者世帯 (高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など、避難所において特別な配慮を要する者のいる世帯) (1かつ2かつ3)
二次避難所選定の考え方	・配宿は一次避難所での人的つながりや世帯毎の希望を尊重。 ・希望なき場合は、一次避難所近接の旅館へ。	・配宿は地域コミュニティ(地区)のまとまりを尊重。
旅館等の立地条件	・特になし	・学校、保育所、病院、老健施設、小売店等に近接し、長期的な日常生活に支障ないことが望ましい。
被災県が期待する受入自治体の体制	・二次避難所への移動作業にかかる人的支援 ・管理補助者の配置 ・必要に応じた保健師・看護師等の派遣 ・生活相談窓口の設置 ・各種情報の提供	・管理責任者の配置 ・保健師・看護師等による定期的巡回(1日1回の巡回を理想とする) ・救急搬送体制(1時間以内) ・被災地への定期バスの運行(1週間に1回の運行を理想とする) ・生活相談窓口の設置 ・各種情報の提供
支援制度	宿泊3食付or素泊の選択(無料提供)	
自己負担	宿泊費 3食費以外の経費	

二次避難調整業務（移送・受入）チェックリスト（案）

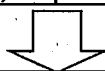
二次避難の移送までの間、被災地市町村と受入市町村間で準備・調整すべき事項
 ※ 南三陸町の二次避難（集団避難）のやり取りを参考に作成

□ = チェックする項目、() = 特に留意する事項、・ = 細事項

1 準備	
被災市町村	受入市町村
<input type="checkbox"/> 移送する避難者リストの作成（現避難所単位で区分して整理：後の意向確認、乗車確認等がスムーズ） ・特記事項区分を設ける（健康状態、二次避難先への車の移送の希望等） <input type="checkbox"/> 移送先の安全確認（ホテル等はバリアフリーの有無） <input type="checkbox"/> 二次避難所管理責任者の選任（被災市町村で困難な場合は受入市町村と調整） <input type="checkbox"/> 二次避難所における避難者への情報提供体制の整備（○回/日 被災市町村と避難所を巡回など） <input type="checkbox"/> 受入市町村に提供する避難者の診療情報の収集（ただし必要な者に限る）	<input type="checkbox"/> 被災市町村へ受入施設の情報提供（施設の内容、近隣の学校、病院その他公共施設など） <input type="checkbox"/> 受入体制の整備 ・避難所の整備（取り急ぎ避難対象者数MAXで想定） ・避難所との連絡窓口の設置（連絡体制整備） ・避難所内の情報提供看板等の設置 ・救急医療搬送先の確保 ・支援物資、荷物等の保管場所の確保



2 調整	
被災市町村	受入市町村
<input type="checkbox"/> 居住組の編成（県が案を提示することも可能） <input type="checkbox"/> 受入市町村へ避難者リストを提供（※個人情報の取り扱いに留意） ・併せて医療サービスが必要な者の診療情報の引継ぎ <input type="checkbox"/> 避難者に受入先施設の情報を提供（病院、学校などの周辺状況） <input type="checkbox"/> 避難者の最終調整・決定（最終リスト作成）（併せて下着等の配布） <input type="checkbox"/> 移送日時、移送先施設、二次避難者を受入市町村へ連絡 <input type="checkbox"/> 移送先轄警察署、消防等に2次避難所の開設に必要な事項を連絡（所定様式）	<input type="checkbox"/> 医療、教育等関係機関との調整（移送後でもやむを得ず） ・被災者受信医療機関 ・編入先学校の決定 <input type="checkbox"/> 高齢者や要介助者等のケア体制の調整（地元医師、保健師との連絡調整）（移送後でもやむを得ず） <input type="checkbox"/> 避難者リストをもとに避難所を確認（施設の状況により調整が必要な場合は被災市町村に避難者との再調整を要請） <input type="checkbox"/> 当面の物資の確保



3 移送
<input type="checkbox"/> 随行者の添乗（被災市町村、受入市町村の双方が望ましいが調整） <input type="checkbox"/> 避難所への誘導、到着確認、部屋割り確認 <input type="checkbox"/> 受入市町村へ引継ぎ ・避難者リスト、診療情報、被災市町村連絡先等（被災市町村の随行が困難な場合は、出発時に被災地側で可） <input type="checkbox"/> 災害対策本部に移送完了を報告 <input type="checkbox"/> 避難所ルールの周知（説明者は被災市町村、受入市町村、施設管理者の3者が望ましい。ペーパーをもとに随行者が行うことも可）※自主的なルールづくりが望ましいので、当面のルールとして説明。） ・施設での注意事項 ・緊急時・相談等の連絡先の周知 ・被災市町村の情報提供の方法など （当該説明は車中で実施したほうが理想的）

二次避難所(旅館・ホテル利用)連絡先

〇月〇日現在

項目	職氏名・名称	電話	備考
避難所	◎◎温泉〇〇ホテル		
避難所運営責任者(ホテル側)	副支配人 〇〇〇〇	勤務先: 携帯:	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営 ・避難者の把握 ・面会者の把握 ・支援物資や情報の受領・配布 ・求償事務
市町村避難所管理責任者	危機管理課 〇〇〇〇	勤務先: 携帯:	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の管理 ・避難者の保健、福祉、教育、生活等の課題解決にかかるコーディネート ・専門職員やボランティアなどの派遣の判断及び命令・要請 ・求償事務
避難所自治組織代表			
〇〇地区区長			
◎◎地区代表			
救急連絡先		119	搬送先の確認・関係先への連絡
救急以外の連絡病院			
内科	〇〇医院		
外科	〇〇病院		
担当保健師			避難者の定期的な健康チェック (巡回 〇曜日〇時 など)
山形県担当者			
宮城県担当者			
被災市町村担当者			
その他の連絡先			
教育相談			
福祉相談			
生活相談			

※ 課題の太宗は避難所運営責任者と市町村避難所管理責任者との連絡で解決できることが理想

(別紙 1)

【避難先等に関する情報提供書面】

太枠内のみ記入してください。

都道府県コード	市町村コード
整理番号(a)	

① 氏名 (ふりがな)		② 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		④ 避難元市町村における住所 (避難前に居住していた住所) 市町村名より下の住所 (指定都市の区、町、字等)	
(漢字)		③ 性別 男 ・ 女		市町村名 郡 町 村	
⑤ 避難先 (避難所又は個人宅等) の所在地		⑥ 避難先の名称 (施設名又は個人宅等)		⑦ 当該避難先における滞在開始日	
都 道 府 県		市 区 郡 町 村		⑧ 当該避難先における滞在終了日 (b)	
市 区 郡 町 村		市町村名より下の住所 (指定都市の区、町、字等)		平成 年 月 日	
番 号		(マンション・アパート名及び部屋番号)		連絡先代表者である ・ ない	
既: 避難先市町村に転入届を行っている 場合には「○」を記入		⑨ 当該避難先から世帯等を代表して連絡を受けることができる者 (連絡先代表者) 及び連絡先 (c)		(連絡先電話番号)	

＜記入時の留意事項＞

- (a) 避難先市町村において、整理番号を付すこと。
- (b) ⑧については、当該避難所での滞在が終了し、避難先市町村に対し、その旨の情報提供があった場合には、避難先市町村が記入。
- (c) ⑨については、連絡先代表者である場合 (一人世帯である場合を含む。) には、「ある」に丸をつけ、連絡先電話番号を記入。代表者でない場合は、「ない」に丸をつけ、「一」を記入。

【個人情報取扱に関する同意】

私は、東日本大震災等への対応に活用するため、避難先市町村、避難先都道府県、避難元県、避難元市町村等の関係行政機関へ上記に記入した情報を提供することに同意します。

平成 年 月 日 (氏名)

(口頭了解の場合) 確認日時: 平成 年 月 日 (確認者氏名)

全国選離者情報システムデータベースフォーマット

(日付付) 日分

①氏名	ふりがな	②生年月日	③性別	④選離元市町村における住所			⑤選離先(選離先は個人宅等)の所在地			⑥選離先の名称(施設名又は個人宅等)	⑦当該選離先における滞在開始日	⑧当該選離先における滞在終了日	⑨選離先代表者	連絡先電話番号	整理用の番号		備考欄
				県名	市、郡町村名	市町村名より下の住所(指定都市の区、町、字等)	都道府県名	市、郡町村名	市町村名より下の住所(指定都市の区、町、字等)						選離先都道府県の都道府県コード	選離先市町村の市町村コード	
(記入例)																	
総務 太郎	そうむ たろう	昭和55年5月5日	男	〇〇県	××市	△△10番2号ハイナ505	〇×県	〇×市	△△1丁目2番2号	■林青館	平成23年3月25日		〇	090XXXXXX	123321	123456	00001
総務 花子	そうむ はなこ	昭和56年5月6日	女	〇〇県	××市	△△10番2号ハイナ505	〇×県	〇×市	△△1丁目2番2号	■林青館	平成23年3月25日		-	-	123321	123456	00002

(データ入力時等の留意事項)
 「マ」のアルファベット「MS」は「バック」数値(住所欄を除く)以外には「全角」で入力
 (日付欄)は「YYMMDD」形式で入力(例)昭和55年(年)5月(月)5日(日)又は「西暦」で入力した場合は「自動変換(例:1982/01/01→昭和57年1月1日)」
 (日付欄)は「YYMMDD」形式で入力(例)昭和55年(年)5月(月)5日(日)又は「西暦」で入力した場合は「自動変換(例:1982/01/01→昭和57年1月1日)」
 (選離先市町村)は「市、郡、町、村」の順で入力(例)〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号ハイナ505
 (選離先代表者)は「姓、名」の順で入力(例)〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号ハイナ505
 (選離先電話番号)は「市外局番、市内局番」の順で入力(例)03-1234-5678
 (ファイル保存名)は「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号ハイナ505」の形式で入力(例)〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号ハイナ505
 (ファイル保存形式)は「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号ハイナ505」の形式で入力(例)〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号ハイナ505
 (ファイル保存形式)は「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号ハイナ505」の形式で入力(例)〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号ハイナ505

資料7：保健師による巡回健康相談業務に関する様式・参考資料

- | | |
|------|--|
| 様式 1 | 健康状況世帯票 |
| 様式 2 | 二次避難者用 健康相談票 |
| 様式 3 | 被災されたお子さんをお持ちの家族の方へ
子どもに良く見られるストレス反応チェック表 |
| 参考資料 | 保健所における健康相談の御案内 |

健康状況世帯票 (避難者のみ記入)

記入日 平成 年 月 日
 記入者：所属 _____ 氏名 _____

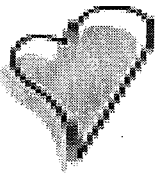
住所	(電話 _____)			調査場所	避難所： 自宅 その他：	ペット 有・無	
						有の場合種類	
氏名	生年月日	職業	健康状態	治療中の病気 治療継続	介護保険 介護度	備考	
	M・T・S・H 年月日		良好 不良 ()	有・無・中断 ()	有・無 介護度		
	M・T・S・H 年月日		良好 不良 ()	有・無・中断 ()	有・無 介護度		
	M・T・S・H 年月日		良好 不良 ()	有・無・中断 ()	有・無 介護度		
	M・T・S・H 年月日		良好 不良 ()	有・無・中断 ()	有・無 介護度		
	M・T・S・H 年月日		良好 不良 ()	有・無・中断 ()	有・無 介護度		
	M・T・S・H 年月日		良好 不良 ()	有・無・中断 ()	有・無 介護度		
	M・T・S・H 年月日		良好 不良 ()	有・無・中断 ()	有・無 介護度		
	M・T・S・H 年月日		良好 不良 ()	有・無・中断 ()	有・無 介護度		
健康面・生活面で困っていること、心配なこと				自宅の被災状況 ※聴き取りが可能な場合 1. 家屋が危険な状態 2. 家の中に入れない(家屋等が壊れている) 3. ライフラインが止まっている 4. 余震が心配 5. その他			
今後の保健師による支援 要 ・ 不要				1. 緊急(当日又は翌日) 2. 経過観察(2週間後・1ヵ月後)			
備考							

《二次避難者用》

健康相談票

No.	
対象者区分	1 乳幼児 2 妊産婦
	3 介護保険該当(介護度)
	4 難病 5 障害者(身・知・精)
	6 成人 7 高齢者
	8 その他()

氏名	男・女		M. T. S. H
			年 月 日生(歳)
住所		連絡先	連絡場所 TEL ()
既往症	現病歴・治療状況	疾患名	医療機関名 主治医
		現在の服薬状況 (中断・継続) 薬品名()	
自覚症状	循環器症状	めまい・動悸・胸痛・その他()	一般状態
	消化器症状	下痢・便秘・胃痛・腹痛・吐き気・嘔吐・その他()	体温: °C
	感冒症状	発熱・咽頭痛・咳・痰・頭痛・さむけ・その他()	血圧: mmHg
	精神症状	不眠・ゆううつ気分・焦燥感・意欲の低下・興味の喪失・思考の抑制・飲酒問題(日中からの飲酒・飲酒量の増加等)・その他()	脈拍: /分
	筋骨格系	肩こり・腰痛・その他()	
	その他	食欲の低下・普段より疲れやすい・その他()	
健康上の問題(健康のことで困っていること)			健康上の問題種別 1 訴えなし 2 被災による外傷など 3 現症、既往に関する事(作業によるものも含む) 4 介護に関する事 5 メンタルヘルスに関する事 6 その他
支援内容			
			担当者



被災されたお子さんへ お持ちの家族の方へ

お子さんのことでご心配なことはありませんか。

現在は緊迫した状況が続いていることと思いますが、心理的なストレスや住み慣れた環境の変化から、こころやからだの不調が現れることがあります。特にこどもの不調は、身体症状や問題行動として、おとなと違った形で現れることがあります。

子どもに良く見られるストレス反応

★ 子どもさんで、次の項目であてはまるものがありましたら、チェックしてください。

- 寝つきが悪くなったり、何度も目を覚ましたり、いやな夢を見たりする。
- わがままを言ったり、欲張りになったり、反抗的・粗暴な言動がある。
- 1人になることを嫌がる。
- 暗がりや寝ることを嫌がる。
- 年齢不相応に大人びた態度をとる。
- 自分のことより人のことを心配して世話をやきたがる。
- 頭痛や脱力感があつたり、吐き気などをもよおすことがある。
- 喘息や皮膚炎などのアレルギー症状がでたり、風邪を引きやすくなることもある。

年齢別

乳幼児

- 赤ちゃんがえり（お漏らし・べたつき・指しゃぶり）が起こりやすい。
- お母さんに以前より甘えるようになる。
- わずかな物音で起きたり、夜泣きをする。
- 親が見えないと大声で泣いてパニックになる。
- 一人でトイレに行けない。

小学生

- 赤ちゃんがえり（お漏らし・べたつき・指しゃぶり）
- わずかな物音で起きてしまう。
- 食欲がおちる、あるいは食べ過ぎ傾向になる。
- 遊びや勉強に集中できない。
- 話しかけられることを避ける。

中学生

- 遊びや勉強に集中できない。
- 喜怒哀楽を感じにくくなる。
- 集団への不適応。

このような「こころの変化」は、決して驚くような反応ではありません。
正常な反応として受け止めてください。

ほとんどの変化は時間とともに回復していきます ♪

〇〇保健所における

健康相談のご案内

このたび東日本大震災で被災された皆様には、心より御見舞い申し上げます。
 保健所では、下記について御相談をお受けしております。
 直接御相談が必要であれば、避難所にお伺いもしますので、お気軽に御相談ください。

難病（特定疾患）

特定疾患治療研究事業や難病を持つ方の支援について

- ★ 保健支援担当
- ☆ TEL：〇〇〇-〇〇〇〇

母子保健

母子に関する医療給付について
 （小児慢性特定疾患、自立支援（育児医療）、未熟児養育医療）
 発達障害をもつ子どもの支援について

- ★ 保健支援担当
- ☆ TEL：〇〇〇-〇〇〇〇

栄養・健康づくりについて

食事や食生活について（特に糖尿病や高血圧で治療中の方など）
 エコノミークラス症候群の予防について

- ★ 健康増進担当
- ☆ TEL：〇〇〇-〇〇〇〇

こころの健康

心の病気や悩みの相談について
 （うつ、精神疾患、飲酒問題など）

- ★ 精神保健福祉担当
- ☆ TEL：〇〇〇-〇〇〇〇

感染症予防

結核で継続治療が必要な方や感染症に関する相談について
 （感染性胃腸炎、B型C型肝炎、エイズなど）
 肝炎治療医療費助成について

- ★ 感染症予防担当
- ☆ TEL：〇〇〇-〇〇〇〇

受付時間

8:30～17:15

お気軽に
 御相談ください



質問・照会票

送信先：lifeline3@pref.yamagata.jp

FAX：023-625-1625

(照会日： 月 日)

質問・照会者	(連絡先電話：)
質問	
現状と課題	

